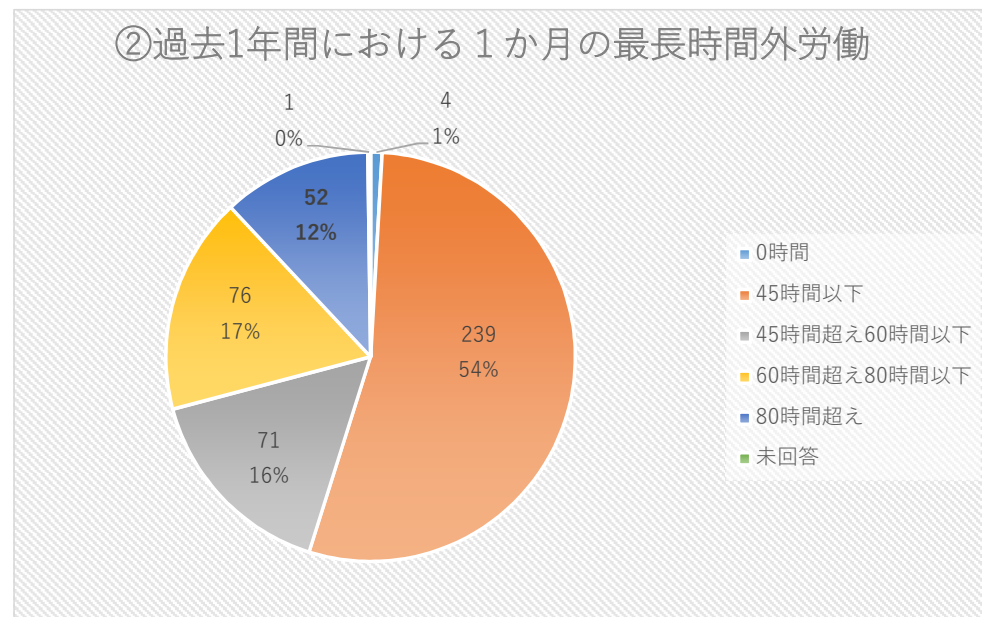
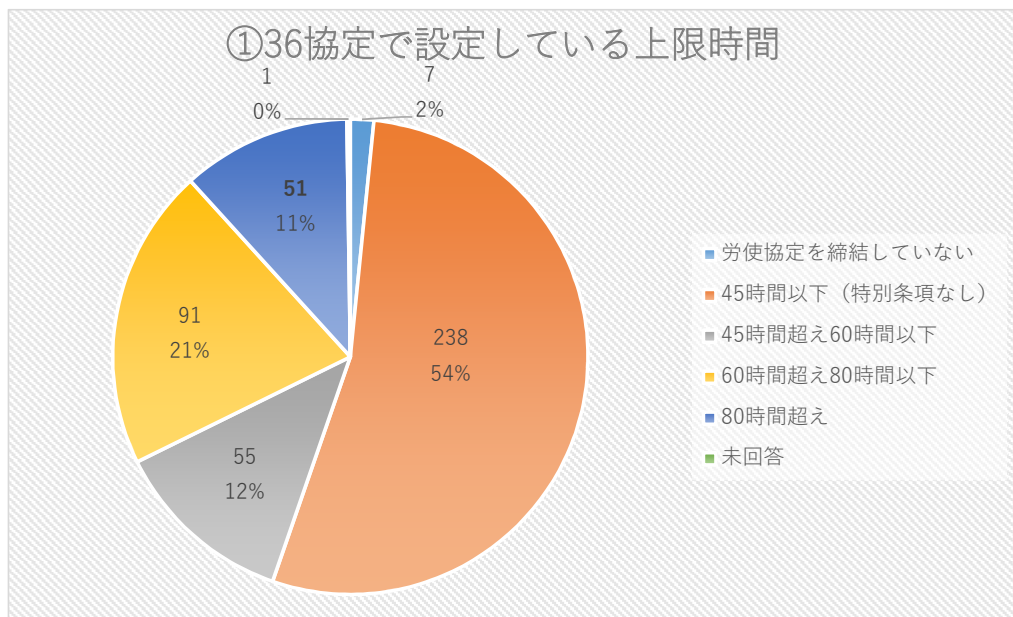




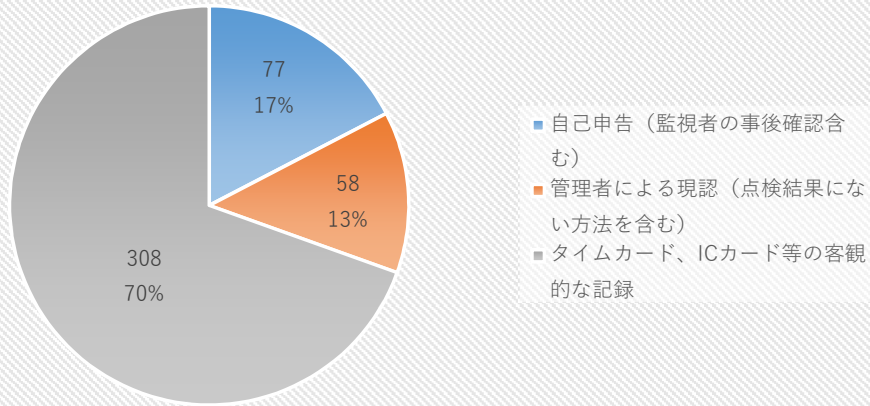
ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省

佐賀労働局 雇用環境・均等室 令和4年度 働き方改革に関する自主点検結果（全体版）

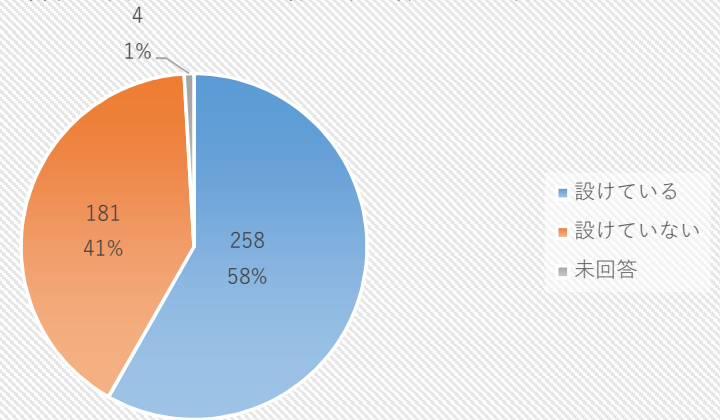
（対象 企業単位での常時使用労働者数31人～100人で佐賀県内に本社を置く541社（医療機関を除く）、うち回答企業443社）



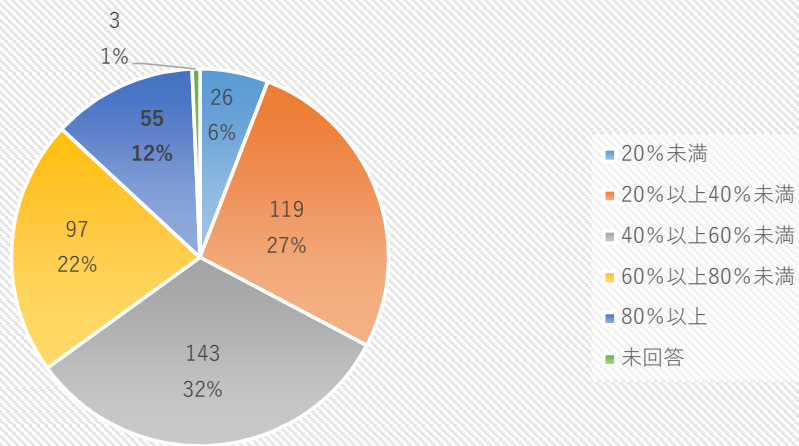
③労働時間の把握方法



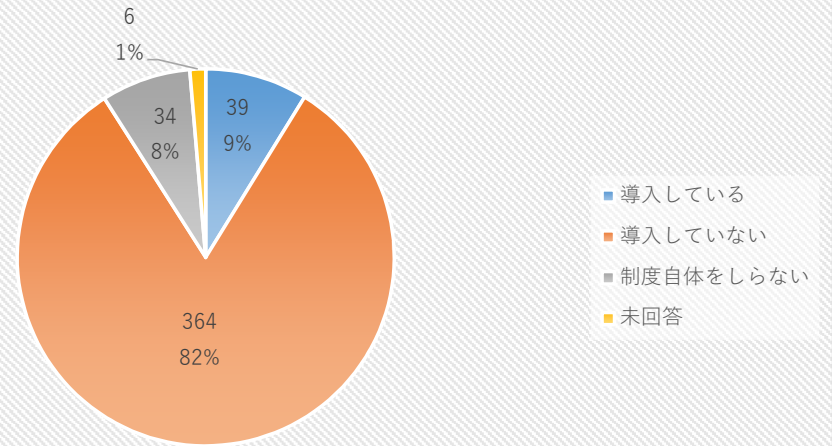
④労働時間・休日・休暇について労使が話し合うための機会の設定の有無



⑤過去1年間の年次有給休暇取得率

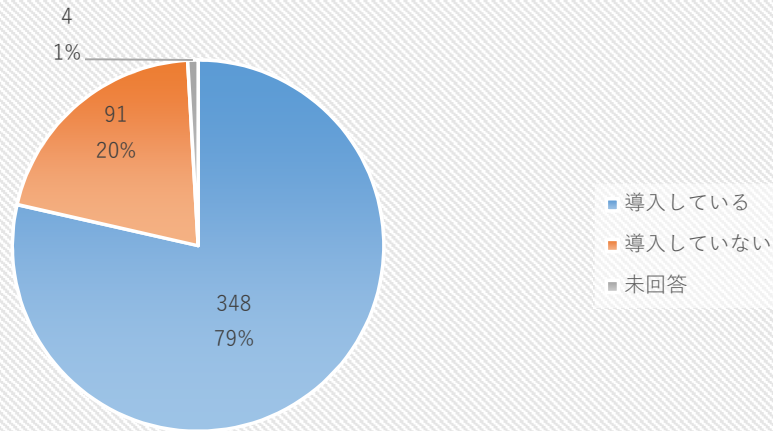


⑥勤務間インターバル制度の導入の有無

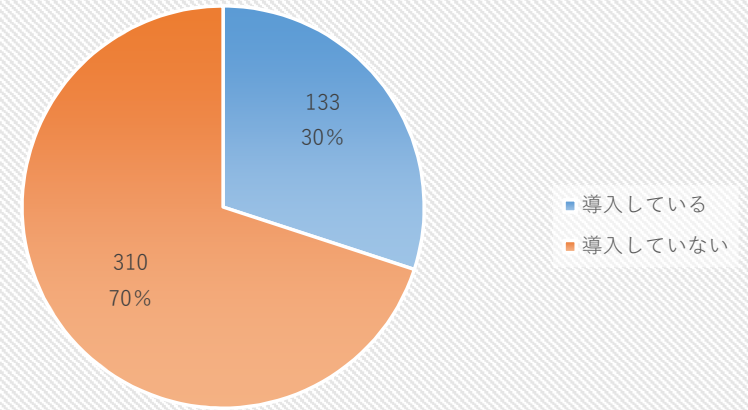


⑦-1 特別休暇制度導入の有無

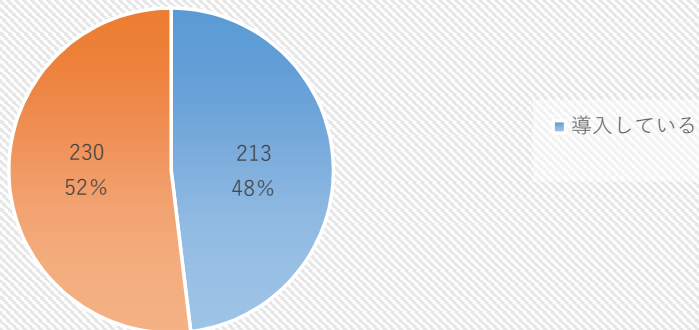
(⑦-2以降は具体的な休暇制度についての回答、複数回答可)



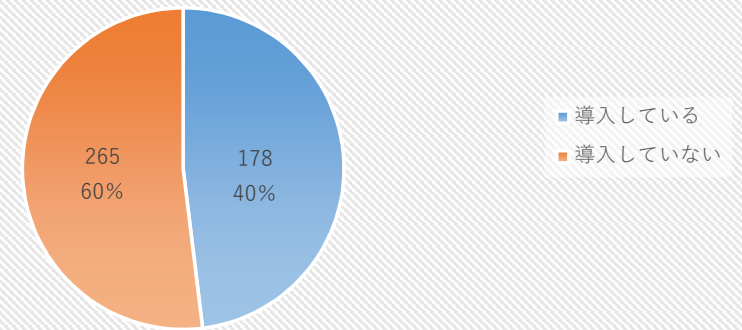
⑦-2 夏季休暇制度の導入



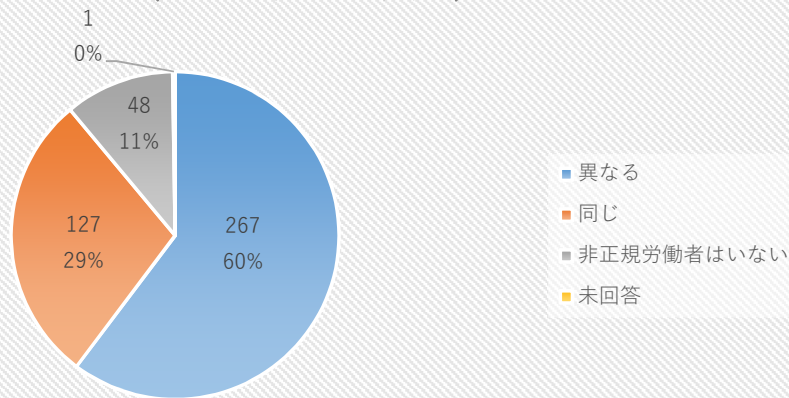
⑦-3 病気休暇制度の導入 (コロナ関係休暇を含む)



⑦-4 その他の休暇制度の導入 (ボランティア休暇など)

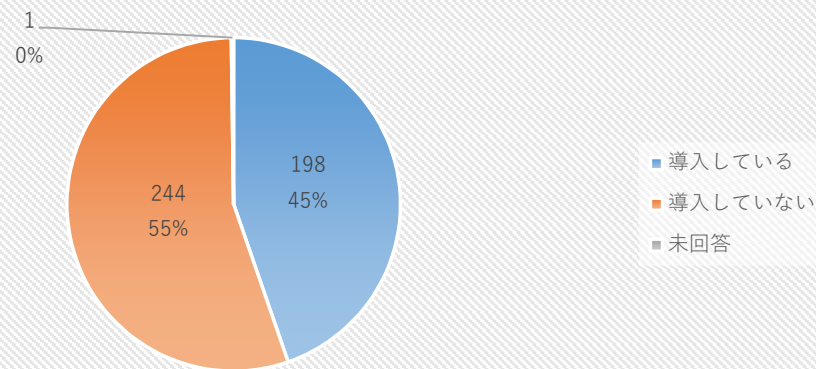


⑧ 正社員と非正規労働者との賃金支給基準
(同一労働同一賃金)

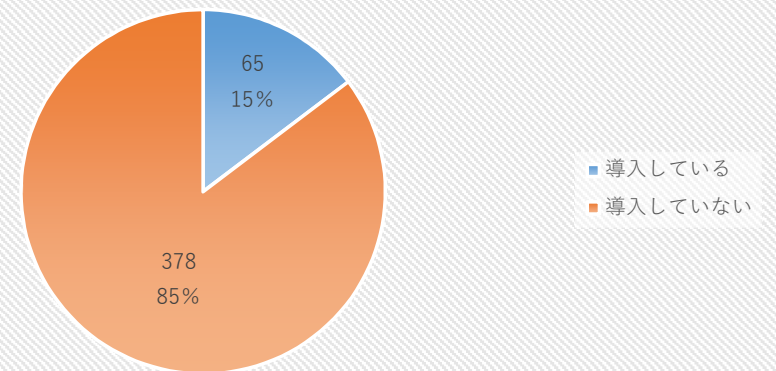


⑨-1 多様な働き方が可能な制度の有無

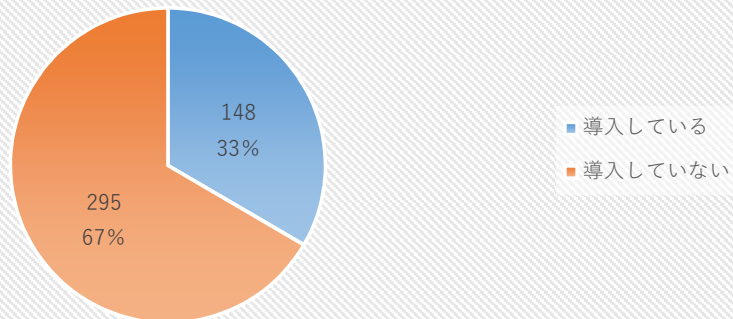
(⑨-2以降は各制度の導入の有無についての回答、複数回答可)



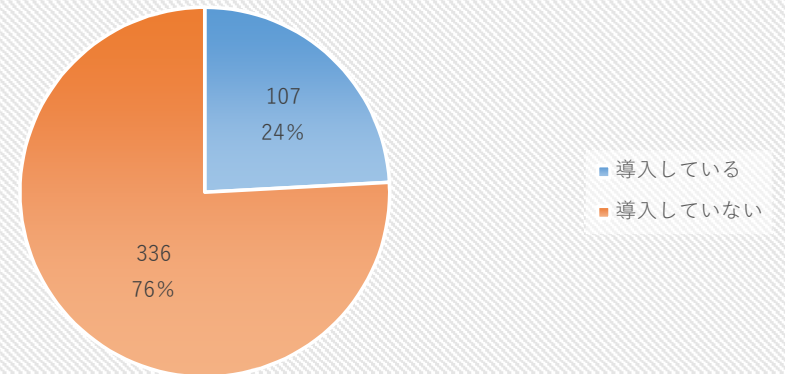
⑨-2 テレワーク制度の導入 (在宅勤務)



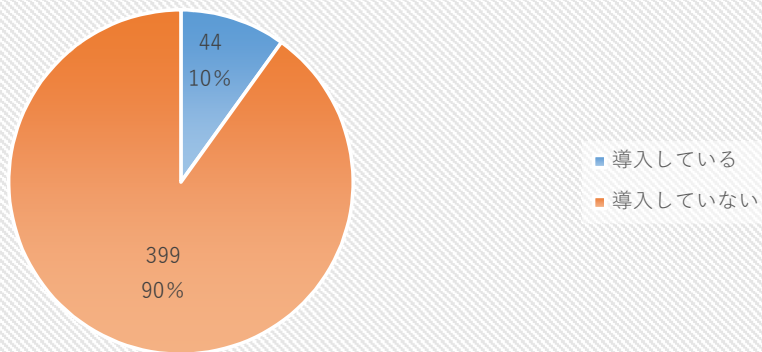
⑨-3 時短勤務制度の導入
(短時間正社員など)



⑨-4 副業・兼業制度の導入



⑨-5 その他の制度の導入
(フレックスタイム制など)



働き方改革自主点検票兼自主点検結果報告書

番号	
----	--

事業場の名称	代表者職氏名									
所在地	業種									
電話番号	点検者職氏名									
労働者数	男	人	女	人	計	男	人	女	人	計

点検項目	点検の結果					参考
①現在有効な時間外労働に関する労使協定で定める1か月の時間外労働の上限は何時間ですか？(業務内容によって異なる時間を定めている場合は最も長い時間を回答ください。)	労使協定を締結していない	45時間以下(特別条項なし)	45時間を超え60時間以下	60時間を超え80時間以下	80時間を超え	時間外労働は必要最小限にとどめられるべきものです。
②過去1年間で1か月の時間外労働が最も長くなった労働者の時間外労働は何時間ですか？	0時間	45時間以下	45時間を超え60時間以下	60時間を超え80時間以下	80時間を超え	令和5年4月1日以後は月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上となります
③労働時間をどのような方法で把握されていますか？	自己申告(管理者の事後確認を含む)	タイムカード、ICカード等の客観的な記録を含む)	2	3	4	自己申告制はやむを得ない場合に限るとされています。
④労働時間・休日・休暇に関する課題について労使が話し合う機会を設けていますか？(設けている場合はどのような場で話し合っていますか？)	設けている	1	2	3	4	全ての企業で導入されていることを目標にしています。
⑤過去1年間の労働者(パート等の非正規労働者を含む。)1人平均の年次有給休暇の取得率は何%でしたか？(取得率=(取得日数÷付与日数)×100%)	20%未満	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80%以上	70%以上となることを目標にしています。
⑥勤務間インターバル制度を導入していますか？(導入している場合は何時間としていますか？)	している	1	2	3	4	導入企業の割合が15%以上となることを目標にしています。
⑦どのような特別休暇制度(法律で義務となっていない休暇)を導入していますか？(複数回答可)	夏季休暇(休日ではない)	病気休暇(コロナ関係休暇を含む)	その他の休暇(ボランティア休暇など)	特別休暇制度はない	4	労働者個々の事情に配慮した職場環境を整備するため、法定休暇に加えて特別休暇の導入促進を進めています。
⑧毎月の基本給、各種手当、賞与、退職金について、正社員とパートなどの非正規労働者(非正社員)との支給基準は異なりますか？	異なる	同じ	非正規労働者(又は正社員)はしていない(採用予定もない)	3	職務内容、職務の内容・配置の変更範囲が同一である場合、待遇に関する差別的取扱いを禁止されています。	多用で柔軟な働き方が可能な制度は、労働力不足の解消や労働者の能力発揮などにつながります。
⑨多用な働き方が可能な制度を導入していますか？(複数回答可)	テレワーク(在宅勤務)	時短勤務(短時間正社員など)	副業・兼業	その他(フレックスタイム制など)	導入していない	多用で柔軟な働き方が可能な制度は、労働力不足の解消や労働者の能力発揮などにつながります。

提出先:佐賀労働局 雇用環境・均等室 (FAX 番号 0952-32-7224)

※ 記載留意事項等

・過去1年については、事業年度、暦年等から選択して、回答していただいています(例えば、時間外労働であれば前月から遡った1年、年次有給休暇であれば直近の発生日前1年など)。

・FAXを送信される際は郵送届にならないよう番号をご確認ください。